

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 行為の規制等（第11条 <u>第19条の2</u> ） 第4章～第7章 略 附則 （標識の設置） 第19条 略 <u>（行為の完了の届出）</u> <u>第19条の2 法第16条第1項の規定による届出を行つた者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</u> 附 則 1～10 略	目次 第1章及び第2章 略 第3章 行為の規制等（第11条 <u>第19条</u> ） 第4章～第7章 略 附則 （標識の設置） 第19条 略 附 則 1～10 略 <u>（この条例の失効）</u> <u>11 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第11項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の鳥取県景観形成条例第19条の2の規定は、この条例の施行の日以後にされる景観法（平成16年法律

第110号) 第16条第1項の規定による届出に係る行為について適用し、同日前にされた同項の規定による届出に係る行為については、なお従前の例による。